

利 用 者 の た め に

I 農林業センサスの沿革

センサスとは、通常、調査対象のすべてについて調査票を用い、基本的な項目に係る調査を行うことを意味する。

これに対し、個々の調査対象に当たることなく、既存の資料及び情報を基に、市町村などが所定の様式により申告したものを積み上げ、統計を作成する方法を表式調査という。農林業統計でセンサス方式を初めて採用したのは、昭和4年に万国農事協会の提唱に沿って行った農業調査である。しかし、その調査は田畑別、自小作別耕地面積を調査しただけで農家や農業に関する全般的な調査を行ったわけではなかった。したがって、それを最初の農業センサスとはいいがたい。その意味で最初の農業センサスは、昭和13年に行われた農家一斉調査であるといえる。その後、この農家一斉調査の経験を基に、それまでの表式調査を改め、昭和16年から農林水産業基本調査要綱に基づく農業基本調査（夏期調査及び冬期調査）をセンサス方式で行うこととなった。しかし、第2次世界大戦末期にはセンサス方式の調査の実施が不可能となり、昭和19年には表式調査に逆戻りし、昭和20年には調査そのものが行われなかった。

戦後、センサス方式の調査として、農家人口調査（昭和21年）、臨時農業センサス（昭和22年。このとき初めて「センサス」という言

葉が用いられた。）及び農地統計調査（昭和24年）が実施された。昭和25年に至って国際連合食糧農業機関（FAO）が世界的規模で提唱した1950年世界農業センサスに参加し、我が国における農業センサスの基礎が固まった。その後10年ごとに世界農業センサスに参加するとともに、その中間年次に、我が国独自の農業センサスを実施することとなった。

なお、農作業サービスの実態を明らかにするために、平成2年から農業サービス事業体調査をセンサス体系に取り入れ実施している。

また、林業センサスは昭和35年から農林業センサスの一環として10年ごとに実施されている。

今回の2000年世界農林業センサスは、戦後11回目の農業センサスであり、林業センサスとしては5回目である。

また、沖縄県においては琉球政府時代の昭和26年2月に第1回目の農業センサスが実施され、その後、昭和39年4月、昭和46年10月と2回実施されており、今回センサスは復帰後では1975年農業センサスから6回目、戦後では9回目の農業センサスであり、林業センサスとしては1980年世界農林業センサスから3回目となっている。

2 根拠法規

II 2000年世界農林業センサスの概要

1 調査の目的

2000年世界農林業センサスは、我が国農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に実施したものである。

統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づいて行った。

3 調査の体系

調査体系は、次のとおりである。

なお、調査の企画・設計はすべて農林水産省大臣官房統計情報部で行った。

調査の種類		調査対象	調査組織	調査期日	調査方法
農業事業体 調査	農家調査	農家の全数	農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員	平成12年2月1日 (沖縄県は平成11年12月1日)	調査客体の自計申告調査
	農家以外の農業事業体調査	協業経営体、会社等の全数	農林水産省－都道府県－市区町村－指導員	同 上	同 上
農業サービス事業体調査		農業サービス事業体の全数	農林水産省－地方農政局－統計情報事務所－同出張所	同 上	同 上
農業集落調査		農業集落の全数	同 上	同 上	出張所職員が農業集落の精通者に面接する聞き取り調査
林業事業体 調査	林家調査	林家の全数	農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員	同 上	調査客体の自計申告調査
	林家以外の林業事業体調査	会社等の全数	農林水産省－都道府県－市区町村－指導員	同 上	同 上
林業サービス事業体等調査		林業サービス事業体等の全数	農林水産省－地方農政局－統計情報事務所－同出張所	同 上	同 上
林業地域調査		林業地域の全数	同 上	平成12年8月1日	都道府県の自計申告、出張所職員の面接聞き取り及び林野庁行政記録の活用

4 調査の対象地域の範囲

調査対象の範囲は、全国とした。

III 用語の解説と利用上の注意

1 農業サービス事業体

- (1) 農業サービス事業体とは、農業事業体から委託を受けて農作業を行う事業所（農業事業体を除き、専ら苗の生産及び販売を行う事業所を含む。）をいい、具体的には、農作業の受託（構成員からの員内受託を含む。）を行っている農業生産組織、農協等が農作業の受託を行うために運営している育苗センター、ライスセンター、選果・選別場等、農耕・畜産（養蚕）サービスを行う会社や個人業者をいう。
- (2) 農業サービスとは、農業事業体の農業生産過程にかかわる直接的な農作業に対する農作業の受託をいう。

なお、経営権はあくまでも委託者側にいることが前提であり、実際の農作業に対する労働力提供という面から農業サービスをとらえることとし、経営を請け負うもの（経営受託）は含まない。

また、土地改良区、農業用水供給業（水利組合）、たい肥銀行等が行っている間接的な農作業サービス、受委託の斡旋・調整事業や市場情報等の提供事業といった経営管理に対するサービス、あるいは、貸農園、観光農園、造園業といった事業は調査の対象から除外した。

- (3) 航空防除のみを行う事業所については、

1995年農業センサスまで調査の対象から除外していたが、近年ラジコンヘリコプターを利用した航空防除が普及し、その組織も増加する傾向にあることから、2000年世界農林業センサスより調査の対象とした。

なお、農業サービス事業体調査の対象とする事業体と対象としない事業体は、次ページの表のとおりである。

2 組織形態

- (1) 農業サービス事業体を法的な設立形態により分類している。

なお、農協等において、農作業のあつ旋や事務手続きしか行わず、実質的には下部の組織（農家集団）が運営している場合は、下部の組織を調査の対象とした。

- (2) 農事組合法人とは、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、農業生産についての協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人である。

- (3) 会社とは、株式、有限、合名及び合資の会社組織をいう。

- (4) 農協とは、農業協同組合法に基づき組織されているもので総合農協及び専門農協をいう。

農協が直接農作業を行っている（作業従事者に農協の職員や農協が雇用した臨時雇用者やオペレーターがいる。）場合のみ該当する。

- (5) その他の農業団体とは、農協の連合組織（経済連、果実連等）、森林組合、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済組合及び家畜共済組合（直営の診療

(参考) 農業サービス事業体調査の対象とする事業体と対象としない事業体

農 業 に 関 する サ ー ビ ス を 行 う も の			調査対象
農業に関するサービスのみを行う事業体（農業経営を併せ行わない。）	農作業に対するサービスを行う事業体	直接的な農作業のサービスを行うもの	・育苗センター ① 農業生産組織、農協が特定農家との契約により苗の供給（販売）を行うもの ○ ② 会社等が不特定多数の者への販売を目的に苗の生産を行うもの × ・米麦の乾燥、調整施設 ① ライスセンター、カントリーエレベーター ○ ② 農家からの委託を受けて乾燥、調整作業を行うもの ○ ③ 精米所（農家の自家消費用として精米を行うもの） × ・農耕サービス ① 農耕請負業（耕作、整地、定植、防除、収穫等の作業を請負うもので、航空防除等を行うものを含む。） ○ ② 脱穀業（農家との請負契約により脱穀を行うもの） ○ ・共同選果、選別場等 ① 農家からの委託を受けて野菜・果実の選果・選別を行うもの ○ ② 商業者、加工業者が農家から購入した野菜、果実の選果・選別を行うもの × ・荒茶の加工 ① 農家からの委託を受けて荒茶の加工を行うもの ○ ② 製茶業者が農家から買い取った生葉を荒茶加工するもの × ・畜産サービス業 ① 種付け請負業（人工授精師）、ふ卵請負業 ○ ② 不特定多数への診療行為を生業とする獣医が人工受精を行うもの × ③ 農家からの委託を受けて搾乳を行うもの ○ ④ 牧草経営を併せ行う放牧育成所 × ⑤ 農家からの委託を受けて選卵を行うもの ○ ⑥ 酪農ヘルパー ○ ・集乳業者 ① 農家からの委託を受けて集乳を行うもの ○ ② 乳製品業者からの委託を受けた業者が集乳を行うもの ×
		間接的な農作業のサービスを行うもの	・養蚕サービス業（催青請負業者、稚蚕飼育請負業者） ○ ・土地改良区、農業用水供給業（水利組合） × ・農業用施設維持管理業 × ・たい肥銀行、糞尿処理場 × ・水管理、施肥等の肥培管理のみを請負うもの × ・野菜、果樹の一時貯蔵のみを行うもの ×
		経営管理に対するサービスを行うもの	・農作業の斡旋・調整作業（自らは農作業を行わず、第三者への斡旋（再委託）のみを行うものやオペレーターのいない農業機械銀行等） × ・市況情報等の提供事業 ×
		そ の 他	・貸農園・観光農園 × ・不特定多数を対象とする種苗会社、動物病院等 ×
		直接的な農作業のサービスと併せ、農業経営を行う事業体	・農業サービスを行う農家 × ・農業サービスを行う農家以外の農業事業体 ×

所)などが該当する。

(6) その他の法人とは、公益法人(財団法人、社団法人)などが該当する。

(7) 地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。

(8) 任意組合等とは、生産組合、農事実行組合など主に農家等によって構成されている事業体で法人格を有しないものが該当する。

農協の下部組織とみられる法人格を有しない「部会」などは、ここに含めた。

(9) その他とは、個人業者などが該当する。

3 農家集団運営

複数の農家は何らかの規定(申合わせを含む。)によって結合している集団のことである。ここには、組織形態が農事組合法人、会社、任意組合などにかかわらず、それを構成する世帯の中に非農家が含まれていても、おおむね農家であればすべて含めた。

4 設立時の農家以外からの出資

出資には、資本金に含まれるものであれば、機械等の現物も含めた。

ただし、国・地方公共団体等からの補助金、助成金、企業や農協等からの贈与など、資本金に含まれないものは、出資とはみなしていない。

5 農業サービス事業開始年次

事業体が農業サービス事業を開始した年次である。したがって、事業体の設立年次とは必ずしも一致しない。

6 事業範囲

(1) 事業範囲は、農業サービス事業体の所在地からみた委託農家の居住地の位置関係によって区分している。

(2) 主な事業範囲とは、過去1年間に農作業を受託した地域のうち、約8割をカバーするまでの地域をいう。

(3) 最大事業範囲とは、過去1年間に農作業を受託した地域のうち、最も遠方の地域をいう。

7 農業サービス事業を行う以前の他の事業又は現在行っている事業

事業体を運営している主体が、以前に行っていた事業または現在も農業サービス事業と並行して行っている事業のことである。

例えば、農業機械銀行や販売、購買、信用などの各種事業を行っている総合農協が、新たにカントリーエレベーターを設立した場合は、農業用機械の販売・賃貸業、農畜産物の卸売・小売業及びその他に該当する。

8 作業従事者(労働力)

(1) 作業従事者とは、農業サービス事業体が行う作業に従事した者及び農業部門の事務管理に従事した者が該当する。

(2) 経営者とは、事業計画の立案など、農業サービス事業体の作業に責任を負う人をいい、出資のみを行っており、事業体の仕事に全く従事しない人は除外した。

なお、農家集団運営の事業体については、構成農家のうち、作業に参加している各世帯の責任者とした。

(3) 常雇とは、事業体の農作業に従事している構成農家の各世帯の責任者以外の世帯員のうち、年間7か月以上作業に従事した人、または、事業体があらかじめ年間7か月以上の契約（口頭による契約も含む。）で雇った人で、経営者以外の人をいう。

(4) 臨時雇とは、事業体の農作業に従事している構成農家の各世帯の責任者以外の世帯員のうち、常雇以外の人をいう。

例えば、農繁期などに臨時で雇った人をいう。

(5) オペレーターとは、機械や施設の操作・運転に従事した人をいう。ここでは、人力によるものを除き、動力によって作動する機械・施設を運転・操作したものとした。

したがって、野菜育苗センターで接ぎ木を行ったり、農薬散布で薬剤調合を手作業で行った者やコンピュータで自動運転する機械の管理作業を行った者はオペレーターに含まない。

9 受託による料金収入

調査期日前1年間における農作業の請負料金による収入金額のことで、諸経費、人件費を差し引く前の、いわゆる粗収益のことであり、委託した農家等から事業体が受け取った受託料金の合計としている。

また、農協や会社等で農業サービス事業以外の事業を複合的に行っている事業体については、農業サービス事業部門の収入金額のみとした。

10 主位部門

受託料金が最も多かった農業サービス作業

部門を、その事業体の主位部門とした。

11 農業サービス作業に利用した農業用機械及び施設

農業サービスに利用した機械及び施設で、事業体が所有しているもののほか、農協、個人等から借り入れて利用したものを含む。

12 サービス作業量

過去1年間に、事業体が行った農業サービスの作業量（面積、重量、頭数、投下労働量等）をいう。

13 畜産の部門ごとの主な作業種類

(1) 酪農ヘルパー

搾乳、給餌、きゅう肥の搬出

(2) 集乳

生乳の集乳所までの運搬

(3) その他（乳用牛）

分娩等

(4) その他（肉用牛）

給餌、きゅう肥の搬出、分娩、その他

(5) その他の畜産等

育成、種付け、分娩、採卵、選卵等（養蚕の作業を含む。）

14 統計表の表示について

表中に使用した「—」は、事実のないものを表している。

15 添付CD-ROMについて

本書には、巻末に本書に掲載した統計表のファイルを収録したCD-ROMが添付してあるので、データの加工等に利用されたい。

なお、CD-ROMの利用方法については、
CD-ROMに収録されている、readme.txt
を参照されたい。

連絡先：農林水産省大臣官房統計情報部

構造統計課 農林業センサス統計班

電 話：(03) 3502-8111 内線2645

(03) 3591-4603 (直通)



統計はあなたの暮らしに活かしている